

令和4年3月定例教育委員会会議録

1. 日 時 令和4年3月24日（木）午後2時30分～午後4時30分
2. 場 所 市役所新館4階 第1委員会室
3. 出席者
教育長 大下 達哉 教育長職務代理者 植原 和彦 委 員 谷口 馨
委 員 野口 和江 委 員 和田 郁美
4. 事務局出席者
教育総務部長 藤浪 秀樹／学校教育部長 和泉 全史／生涯学習部長 牟田 親也
総務課長 井上 慎二／学校適正配置推進課長 池内 正彰／学校給食課長 井出 英明
学校管理課長 樋口 泰城／産業高校学務課学務担当長 山本 敦史
学校教育課長 松本 秀規／人権教育課長 八幡 泰輔／生涯学習課長 寺本 隆二
スポーツ振興課長 庄司 彰義／郷土文化課長 西村 久美子／図書館長 橋本 純
総務課主幹 柿花 真紀子

開会 午後2時30分

前回会議録について承認された。本会議録署名者に谷口委員を指名した。
傍聴人0名。

○大下教育長

ただいまから、3月定例教育委員会会議を開催します。

報告第13号 れんらくちょう及び自転車の寄贈について

○大下教育長

報告第13号について、説明をお願いします。

○樋口学校管理課長

報告第13号につきましては、れんらくちょう及び自転車の寄贈についてです。

一つ目です。寄贈品名は、テレビ岸和田れんらくちょうで、令和3年度市内小学1年生の児童数分いただき、換算額は不明です。寄贈目的は、岸和田市立小学校に入学する新1年生に利用してもらうため、寄贈者は、岸和田市作才町の株式会社テレビ岸和田様です。寄贈年月日は、令和4年3月3日です。

二つ目です。寄贈品名は、自転車2台で、換算額は20,000円です。寄贈目的は、八木小学校・幼稚園の教育活動のためです。寄贈者は、岸和田市大町のレックスガーデン町会様です。

テレビ岸和田様からは、平成28年度かられんらくちょうをいただいています。レックスガーデン町会様からは、令和元年度に扇風機を、令和2年度に自転車を寄贈していただいています。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○野口委員

新入学児童への寄贈については、今も入学式で紹介されているのでしょうか。

○和泉学校教育部長

はい。入学式で傘などの寄贈品を並べ、寄贈者も分かるようにして見ていただく形で、保護者の方にも紹介をしています。

○大下教育長

他にいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第14号 市民公開講座「アーチェリー講座」の開催について

○大下教育長

報告第14号について、説明をお願いします。

○山本産業高校学務課学務担当長

報告第14号につきましては、市民公開講座「アーチェリー講座」の開催についてです。

概要ですが、内容は、元オリンピック選手の産業高校教員とアーチェリー部員が、基本フォームから丁寧に指導を行い、11月の市民スポーツ大会への参加を目指します。対象者は、岸和田市在住の小学校4年生から中学校3年生で、日時は、5月から11月の土曜日、午前9時から11時の全12回です。場所は、産業高校のアーチェリー場です。定員は、初級5名、中級5名の計10名で、実習費は、防具代、スポーツ保険料などで6,000円、防具を持っている人は2,000円です。講師は、産業高校教員です。申込は、電子メール、FAXにて、4月25日までとしています。周知につきましては、広報きしわだ4月号、市HPに掲載予定です。また、別紙チラシを作成しまして、近隣の中学校や各公民館等に配架を依頼する予定です。資料には過去5年間の募集人数と受講者数を記載しています。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○和田委員

初級というのは全くの初心者でも大丈夫でしょうか。

○山本産業高校学務課学務担当長

全くの初心者でも大丈夫です。

○和田委員

申込状況はどうでしょうか。募集人員と比較して応募が殺到する状況でしょうか。

○山本産業高校学務課学務担当長

毎年度、募集人員に対して応募者数が1～2名多いくらいです。

○和田委員

初歩的なところから教えていただけるとのことですがどのような内容でしょうか。

○山本産業高校学務課学務担当長

初回にアーチェリーとはという形で映像画像を映して、小学生や中学生が入り込みやすいようにまず座学から始めます。その後、運動場で基礎フォームからやっていくというメニューに

なっています。

○大下教育長

募集人員が年々減っているのはどのような理由でしょうか。

○山本産業高校学務課学務担当長

講師3名の補助として、高校生の部員も加わり講座をしています。近年、アーチェリー一部員数が減少しており、安全面を考慮して募集人数を減らしています。また受講生に小学生が増えて、集中力が持続しにくく若干サポートが必要になることも理由の一つです。

○大下教育長

講師をしていただく教師の数は変わらないんですが、サポート役が不足するのと、注意力の問題があってということですね。

○山本産業高校学務課学務担当長

はい。そうです。

○大下教育長

他にいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第15号 新入学児童への寄贈物品について

○大下教育長

報告第15号について、説明をお願いします。

○松本学校教育課長

報告第15号につきましては、新入学児童への寄贈物品についてです。

一つ目です。寄贈品名は防犯ブザー、小学校入学予定児童分+予備で計1,801個で、換算額は不明です。寄贈者は大阪府民共済生活協同組合様です。

二つ目です。寄贈品名は防犯笛、小学校入学予定児童分+予備で計1,580個で、換算額は不明です。寄贈者は、日本マクドナルド株式会社様です。

三つ目です。寄贈品名はクリアファイル、小学校入学予定児童分+予備で1,700枚で、換算額は不明です。寄贈者は、一般財団法人大阪府教職員互助組合様です。

四つ目です。寄贈品名は交通安全ワッペン、小学校入学予定児童分+予備で計1,581個で、換算額は不明です。寄贈者は、株式会社みずほフィナンシャルグループ様、損害保険ジャパン株式会社様、明治安田生命相互会社様、第一生命保険株式会社様です。

寄贈目的は新入学児童への安全啓発のためです。寄贈年月日は令和4年3月下旬です。それぞれの寄贈品の写真は別紙のとおりです。

昨年度までワッペンのみ寄贈報告をしていましたが、他にも寄贈をいただいていますので合わせての報告としています。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○和田委員

次に一年生に上がる子がいます。御礼になりますが有難うございます。

○大下教育長

こちらも入学式で寄贈品として展示されるのでしょうか。

○松本学校教育課長

はい。その予定です。

○大下教育長

他にいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第 16 号 令和 3 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（岸和田市概要）について

○大下教育長

報告第 16 号について、説明をお願いします。

○松本学校教育課長

報告第 16 号につきましては、令和 3 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（岸和田市概要）についてです。

令和 3 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、市民に対して説明責任を果たすとともに、本年度の結果を踏まえての改善についてのポイントを明確にし、体力向上を推進してまいります。別紙をご覧ください。

例年と同じ形で結果をお示ししています。見開きで左側が小学校、右側が中学校となっています。まずは、総合評価です。小学校ですが、全国と比較し課題は残っていますが、大阪府が体力が低下する中、当市の男子の体力は向上しています。一方で、女子の体力は低下していますが、大阪府とは変わらないという状況でした。中学校ですが、全国と比べると課題は残るものの、全国・大阪府が低下している中、男女の体力は上回っており向上している状況です。各種目については、小学校ですが、男女ともに全国を上回る種目は 50メートル走です。男女ともに大阪府を下回る種目はソフトボール投げです。また男女で大阪府を下回る種目が複数あります。中学校ですが、男子は全国を上回る種目が複数で、反復横とび、立ち幅とび、ハンドボール投げです。女子が全国を上回る種目は反復横とびです。女子は大阪府を下回る種目が複数で少し多くなっています。経年変化について、小学校ですが、男女ともに 50メートル走が向上傾向で、過去最高となっています。男女ともにソフトボール投げは低下傾向で過去最低となっています。中学校ですが、男子は全国に近く、女子は全国と比べると差が大きかったのですが、経年比較を行うと緩やかな向上傾向が認められます。男女ともに 20メートルシャトルランは低下傾向となっています。次は運動時間に関してです。コロナ禍の影響もあり、小学校ですが、男女ともに減少傾向です。特に女子の 1 週間の総運動時間は 0 分が増加しています。過去最大となっています。男女ともに運動時間が長くなるにつれて、体力合計点は高い傾向になっています。中学校ですが、男子の 1 週間の総運動時間は 0 分が増加しています。これも過去最大となっています。男女ともに運動時間が長くなるにつれて体力合計点は高くなる傾向になっています。次は体育の授業に関してです。小学校ですが、体育の授業が「楽しい」と思う割合が全国や大阪府平均より低く「楽しくない」が多いという現状があります。一方で岸和田市で経年比較をしますと、男子は「楽しい」が増加しており過去最高となっています。女子は減少し、過去最低という傾向となっています。また女子は「あまり楽しくない」「楽しくない」が増加して授業改善が必要かと考えられます。中学校ですが、男女ともに「楽しい」が増加しており過去最高となっています。男子は「楽しくない」が減少して、授業改善の成果があったかと思えます。今後の方向性としましては、授業改善が必要というのが第一かと思えます。学力に比べ

るとグラフが良いように見えますし、私自身過去からの経験の中で、少しずつ体力が上がってきていると見ていますが、特に女子が「すごく楽しくない」という状況があることに、取組が必要と感じています。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

松本課長は体育が専門ですが、子どもが体育の授業を楽しいと思うか、思わないかの違いはどこにあるのでしょうか。種目でしょうか、先生の教え方でしょうか。

○松本学校教育課長

子ども達にいかに達成感を持たせられるかです。例えば、記録達成とまでは行かなくても、ここまでは頑張れたという達成感を持てると楽しいと感じることができると思います。成績や評価のつけ方も、点数だけではなく、個人個人の自分の目標にしっかり届いているかどうかというところをしっかりと見ていくことが大切です。達成感を得ることができれば体育の授業が好きになり、体力の向上につながっていくと考えます。

○大下教育長

女子の「楽しくない」が多いのは何が原因なのでしょうか。

○松本学校教育課長

中学校は授業が男女別ですので、それぞれに合った授業が展開されます。しかし、小学校に関しては男女の体育が一緒に行われている為、どうしてもバランスが難しい傾向になるかと考えられます。

○大下教育長

小学校で男女別で体育をしようと思えば、それなりの児童数が必要になりますね。

○松本学校教育課長

はい。中学校においても、2クラスある学校では2クラス合同で男女別でそれぞれ先生が一人ずつ見て授業を行うことが可能ですが、1クラスしかない学年も増えてきている中、現状難しくなっています。

○大下教育長

単学級ではできませんし、やろうと思えば複数教員がいないとできないということですね。

○和泉学校教育部長

松本課長が話しましたように、自分の今の状況から目標を設定しその目標に到達できたというのを皆が持てたら楽しいと感じると思うのですが、例えばソフトボールをすとなれば、習っている子は活発に運動し楽しいと感じますが、習っていない子は怖い、面白くないとなってしまいます。場の設定やグループ分けに工夫が必要になってきますので、その辺の工夫を授業者が一人ひとりの状況を踏まえてできるかどうか、そこが授業の工夫のしどころだと思います。それを一言で申し上げれば授業改善ということになるかと思いますが、また、体育が得意な教員だけではなく、どの教員にもできるかというところはさらに難しい課題と考えます。しかしながら取り組んでいかねばならないと思います。

○植原教育長職務代理者

今和泉部長がおっしゃられたことは、体力測定の結果にも関連があるということでしょうか。授業を楽しいと感じたことから、各記録も伸びていくということもあるのでしょうか。

○松本学校教育課長

体力向上支援委員会でも色々取組等を行っている中、授業改善も進んでいると思っています。例えば、中学校ですと、皆一緒のことをするというのではなく、グループごとの目標を自分達で決めてというやり方が多くなっています。小学校では以前からそのような進め方をしており、次の策が今後必要という状況ではあります。

○植原教育長職務代理者

そのような考え方は、学力にも当てはめることはできるのでしょうか。体力は伸びてきています。そのやり方を学力にも当てはめ、伸ばすことができればと思います。

○松本学校教育課長

体力が伸びている理由ですが、体力測定の仕方も影響してきていると考えます。体力測定の受け方を知らない子ども達や、測定の方法を十分に理解していない教師が多いという現状がありました。そこで、測定の受け方、測定方法といった土台を整えるという環境づくりを行った結果、数値が上がった部分はあると思います。

学力にしても、子どもたちが学力調査にしっかりと向き合える環境を整えることも先生の役目でないかと考えます。そういう意味では体力と学力で共通する部分はあると思います。

○植原教育長職務代理者

特に体力向上につながったという取組があれば教えて下さい。

○松本学校教育課長

今お話ししました体力テストの測定方法を以前に大学の先生に講座をしていただきました。その結果、向上につながったと考えられます。また、スキップロープチャレンジについて、内容の見直しを検討していましたが、コロナ禍で熱心に取り組んだ学校も多くありましたので、引き続き実践していきたいと思います。また、他に学校で取り組めることについて情報収集し、新たな取組も検討する予定です。

○大下教育長

岸和田の子どもたちには、テストに臨む心構えとか問題を解くにあたって配慮すべき点とかをあまり教えてこなかったということもあり、例えばわかる問題から解きなさいとか分からなくても途中まででいいからしっかりと投げ出さないと取り組みなさいとかいうことです。そういうことの積み重ねが1点2点の差となり、全国平均との差につながっていくということがありますので、先日の校長会では、松本課長から、各学校でそのあたりの心構えを子ども達にしっかりと伝えて下さいと伝達させていただきました。今後、その効果に期待をしています。

○植原教育長職務代理者

学力の高いところはそういうことをやっていますね。例えば沖縄、福井、秋田です。

○松本学校教育課長

テストに向う姿勢や意気込み、環境提供は必要であると思います。

○大下教育長

何事も途中で簡単に諦めない、頑張ってみるということを経験するのに、テストはいい機会と言えます。

○植原教育長職務代理者

諦めない気持ちがあれば、少なくとも無回答率は減ると思います。

○松本学校教育課長

体力テストのハンドボール投げなどと同じかと思います。「投げる際に線を越えてしまったから君は記録なしだよ」となれば気持ちも下がりますので、そういう部分では共通する部分はあると思います。

○野口委員

2～3頁に記載されている体力についての課題のところ、男女ともに「中間層」の体力向上が課題と書かれていますが、中間層に当たるのはBCDですか。

○松本学校教育課長

Cになります。ABは体力が高いと評価しています。

○野口委員

中間層であるCの下のDEは課題にはならないでしょうか。平均点を上げるために中間層が課題という書き方がされているのかとも見えてしまいます。

○松本学校教育課長

小中学校とも「中間層」ではなく「中間層以下」が課題であると表現を改めるようにします。

○野口委員

運動が苦手な者にとっては、体育の授業はつらい時間かもしれません。今おっしゃっていたようにその子に応じた目標や達成感を育ててあげて欲しいと思います。

○大下教育長

調査結果も踏まえ、来年度は体力向上支援委員会で改めるべきところや伸ばすべきところをしっかりと分析していただき、授業改善の実践につなげていくということですね。是非、宜しくお願いします。

他にいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第17号 国登録有形文化財の新規登録について

○大下教育長

報告第17号について、説明をお願いします。

○西村郷土文化課長

報告第17号につきましては、国登録有形文化財の新規登録についてです。

概要ですが、令和4年3月18日、国の文化審議会の答申を受けて、岸和田市内で、3件の建造物が国の登録有形文化財になりました。登録有形文化財は、指定文化財とは異なり、活用などに自由をもたせた緩やかな文化財制度です。本市ではこれまで、岸和田市立自泉会館、宮本町の和田家住宅、中央公園の旧岸和田村尋常小学校校舎、北町の旧和泉銀行本店の4件が登録有形文化財でした。この3件を追加し全部で7件となりました。

ここで、指定文化財と登録文化財の説明をさせていただきます。まず、指定文化財ですが、文化財保護法、文化財保護条例などにより規定された文化財で、有形、無形さまざまな文化財のうち、とくに重要なもので保存の必要のあるものを国や都道府県、市町村が指定し保護と活用が図られているものです。外観や内装の現状を変更する際に制限があり法律による許可が必要となるもので、許可制の強い規制と補助金などの手厚い保護があるものとなります。対して、登録文化財は平成8年の文化財保護法の改正により導入された制度で、文化財を「活用しながら

ら保存する」ための制度で指定制度を補うものです。現状変更においては、届出制と指導、助言、勧告を基本とする緩やかな保護措置を講ずるものです。また届出がなくても現状の変更が可能な範囲を有します。建造物のほか美術工芸品等にも拡大されています。建造物の登録基準ですが、原則として建設後50年を経過したもののうち①国土の歴史的景観に寄与しているもの②造形の規範となっているもの③再現することが容易でないものという3つの基準があります。国指定建造物も50年経過したのですが、重要なものという規定となっています。次に優遇措置ですが、保存・活用に必要な修理等の設計監理費の一部を国が補助します。国指定では工事費等までが対象となり手厚くなっています。他には公用活用事業に係る費用の一部は国が補助されることや、固定資産税は減税されます。市には地方交付税として1件当たり2万円が交付されますが、国指定の史跡名勝等、例えば八陣の庭では92万円の交付税となっています。

次に、今回の登録文化財を説明させていただきます。資料の写真をご覧ください。まず、岸城町の杉江能楽堂です。大正6年建築、昭和42年改修です。岸和田城跡の北西に所在する、大正6年に建てられた、大阪府内における現存最古の能楽堂です。能舞台を中心に白洲を挟んで、見所となる座敷が矩折れに能舞台を取り囲む、対置型の平面形式が特徴的です。楽屋から舞台へと向かう橋掛かりは、かつて岸和田城に設けられていた能舞台から移されたと伝えられており、地域の歴史や文化と深い関係を保ちながら良好に保存されてきた貴重な建物です。登録基準は(二)造形の規範となっているものです。二つ目は、本町の吉野家住宅主屋です。昭和4年建築、7年完成です。岸和田城下の紀州街道に面して建つ二階建本瓦葺の大規模な米穀商の町家です。西寄りに玄関を設けて通り土間とし、東側に表から店間、仏間、座敷を配しています。良質な木材と地域の宮大工の大工技術を駆使し、随所に肥松一枚板の建具など贅が凝らされています。歴史的町並みの残る街道筋において旧家の格式を伝える重厚な建物で、登録基準は(一)国土の歴史的景観に寄与しているものです。三つめは、南海電気鉄道南海本線蛸地蔵駅西駅舎です。大正14年建築、平成元年改修です。岸和田城跡南西に位置する木造平屋建ての小規模な駅舎です。急勾配の屋根が特徴的な洋風の外観を有し、駅舎のエントランスの窓には、駅名の由来となった蛸地蔵縁起絵巻のワンシーンを描いたステンドグラスが嵌められています。周辺に良質な近代建築が数多く残る岸和田城下町の歴史的町並みにおけるランドマークとして親しまれてきた良質な建物で、登録基準は(一)国土の歴史的景観に寄与しているものです。

周知方法としては、広報きしわだ4月1日号に掲載、ホームページには既に掲載済みです。また、国や府からは3月18日に公表され、新聞にも掲載されています。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

杉江能楽堂は不定期ではありますが公演が行われており、駅舎も勿論毎日使われていますが、この吉野家住宅は見学などできるのでしょうか。

○西村郷土文化課長

今是对応されていませんが、登録文化財にもなりますので、所有される方とは今後見学できる等何か活用ができればと話をしています。

○野口委員

住居としてご使用になっているわけではないのですか。

○西村郷土文化課長

今現在は空き屋となっていて、所有者の方は別でお住まいになっています。登録文化財ですので、本人の意向次第で例えばカフェ営業なども今後は可能になります。

○野口委員

杉江能楽堂で一度お能を拝見したことがあります。お能の公演というだけではなく、年間に何回かでも市民の方が能楽堂を見学できる機会ができればと思います。お能を鑑賞するとなれば時間が必要ですので、短時間でも見学できる機会があれば、広く知っていただける機会になるのかと思います。個人のお住まいであるので難しい面もあると思いますが。

○西村郷土文化課長

ご希望に応じ、見学いただく事は現在でも可能となっています。

○和泉学校教育部長

学校も対応していただいでいて、6年生と一緒に見学した際は鼓の体験もさせていただきました。ここ2～3年、学校側へよく声がけをいただいでいるようです。

○野口委員

一般公開というのはまだですね。

○西村郷土文化課長

はい、そうです。

○大下教育長

実行委員会を組んで、ここで音楽祭をされたりして、オペラや三味線の演奏ということもされてきました。

○西村郷土文化課長

夏休みキッズ能楽体験教室というように、イベントなどはされているようです。

○大下教育長

能も舞台はありますが、演者を呼ばないと公演できないということはあるかもしれませんね。吉野家及び杉江能楽堂は、観光課と協力し、多くの人に見ていただけるようお願いいたします。他にご意見等ございますでしょうか。ないようですので、報告として承りました。それでは、議案の審議に移ります。

議案第13号 岸和田市立産業高等学校学則の一部改正について

議案第14号 岸和田市立学校管理運営に関する規則の一部改正について

○大下教育長

議案第13号及び関連する第14号について、説明をお願いします。

○山本産業高校学務課学務担当長

議案第13号につきましては、岸和田市立産業高等学校学則の一部改正についてです。

別紙1をご覧ください。改正の理由ですが、学校創立記念日を授業日とすることと、平成30年6月13日に民法の一部を改正する法律が成立し、令和4年4月1日からの施行に伴い、民法の定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることから、関係規定の整備を図ろうとするものです。概要については、別紙3「岸和田市立産業高等学校学則 新旧対照表」をご覧ください。まず、第7条第6号の学校創立記念日を削ることとしました。次に、第15条中「又は」の前に「(未成年の生徒についてはその者に対して親権を行う者、親権を行う者のない」と

きは未成年後見人又は未成年後見人の職務を行う者をいい、成年の生徒については主としてその者の学費を支弁する者をいう。)」を加え、「保護者は」を「当該保護者又は保証人は」に改めることとしました。

括弧書きの保護者の定義は、「岸和田市立産業高等学校の入学金等に関する条例施行規則」第3条において記載されており、その内容を学則に加えました。

別紙2をご覧ください。保証書(様式第9号)は、現在学校が使用している様式に合わせて改めました。なお、附則といたしまして、この学則は、令和4年4月1日から施行することとしています。

○井上総務課長

議案第14号につきましては、岸和田市立学校管理運営に関する規則の一部改正についてです。

先ほど産業高校学務課から説明のありました、創立記念日を授業日に変更することに伴う規則の改正です。第2条第2項第2号の「エ」の休業日から創立記念日を削除しようとするものです。なお、施行日については、令和4年4月1日と考えています。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○谷口委員

色々学校現場では行う事が多くなっていますので、学校創立記念日も休業日とせずに授業日とするということは、理解できますが、創立記念日は、帰属意識や伝統に関わる部分であると思います。例えば、音楽祭などのイベントをその日に『○○中学校創立△△周年音楽祭』などと銘打って、記念日を意識付けるような工夫をしていただければと思います。

また、今まで創立記念日で学校が休みだったので、校区によっては町内会のイベントをその日に合わせて行っているところも有ると聞きます。休みで無くなれば、その日程にも影響すると思いますので連携宜しくをお願いします

○大下教育長

以上の件は、学校長にもお伝えいただき、学校内で議論し整理していただくようお願いいたします。他にご意見はございますでしょうか。

○野口委員

休業日が規則で定められていますが、小学校等はこの記載と異なっていませんか。

○井上総務課長

幼小中と高校では別々に規則で規定しており、本日の資料は高校の規定のみとなっています。幼小中と高校では規定されている内容が違い、小学校等は小学校等の規定どおりで運用をしています。

○大下教育長

他にご意見はございますでしょうか。

ないようですので、ともに原案のとおり承認することとします。

議案第15号 岸和田市教育委員会文書管理規程の一部改正について

○大下教育長

議案第 15 号について、説明をお願いします。

○井上総務課長

議案第 15 号につきましては、岸和田市教育委員会文書管理規程の一部改正についてです。

令和 4 年度から、起案文書の電子決裁が導入されることに伴う、文書管理規程の改正です。改正の主な内容は、第 2 条で「電子決裁システム」の定義を定め、第 23 条の 2 で電子決裁を行えるようにするための読替規定を設けています。内容としては、「文書の添付」や「持参する」、「文書に朱書きする」など紙文書を想定している文言をシステム上で可能にするように読み替えています。なお、施行日については、令和 4 年 4 月 1 日と考えています。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

これは教育委員会だけではなく、岸和田市も合わせて全庁的にこういった処理をするということですね。

○井上総務課長

はい。市長部局も合わせ全庁的に行われるものです。

○大下教育長

ちなみに、どういうメリットがあるのでしょうか。

○井上総務課長

紙文書の削減、処理の迅速化などです。

○大下教育長

文書保存の面からも紛失の可能性が少なくなったり、検索しやすさということもありますね。

○井上総務課長

休暇処理や出張処理などは既に電子決裁が導入され、実践しているところです。

○大下教育長

他にいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認することとします。

議案第 16 号 岸和田市学校園結核対策委員会規則の一部改正について

○大下教育長

議案第 16 号について、説明をお願いします。

○井上総務課長

議案第 16 号につきましては、岸和田市学校園結核対策委員会規則の一部改正についてです。

委員の任期の規定を整理したものです。従来委員の任期を「2 年」と規定していましたが、委員の任期は、実際は翌年度末までの 2 年ですので、任期の始まりである委嘱日が 4 月 1 日以外になった場合でも適正な期間となるよう、市長部局の規定の仕方にあわせ、「委嘱の日の属する年度の翌年度の末日」までを任期としたものです。なお、施行日については、令和 4 年 4 月 1 日と考えています。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○谷口委員

傷病名を結核に特化して対策委員会が設けられている理由は何でしょうか。他の疾病でも同

様な機関はあるのでしょうか。また、どのような方が委員になられているのでしょうか。

○井上総務課長

委員は医師会からご推薦をいただいた先生、保健所の所長、小学校中学校の校長会の代表、養護教諭の代表などで構成しています。

市教委における附属機関として病名の入った機関は、本結核対策委員会のみです。学校現場における感染症対策における結核対策の重要性から設置されていると考えます。

○藤浪教育総務部長

一部の学年で一律に実施してきたツベルクリン反応検査を廃止し、全学年で問診を行うこととされた時に、学校における結核対策として文科省からマニュアルが出され、それに基づき対策委員会が設置される流れとなったようです。

○大下教育長

他にいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認することとします。

議案第 17 号 岸和田市教育委員会評価委員会委員の公募について

○大下教育長

議案第 17 号について、説明をお願いします。

○井上総務課長

議案第 17 号につきましては、岸和田市教育委員会評価委員会委員の公募についてです。

岸和田市教育委員会が実施する事務の管理や執行状況についての点検・評価について、指導・助言をする岸和田市教育委員会評価委員会の委員の任期が、令和 4 年 3 月 31 日をもって満了となります。そのことから、岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例第 3 条及び同条例施行規則第 2 条の規定に基づいて、市民公募するものです。

公募人数は 1 名、任期は、委嘱の日から令和 6 年 3 月 31 日までです。選考方法は、応募用紙及び「私の考える教育施策などの評価方法」をテーマとして、800 字程度のレポートを提出してもらい書類で選考を行います。周知方法は、広報きしわだ 4 月号及び市のホームページに掲載します。応募期間は 4 月 1 日から 4 月 20 日必着です。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

応募者がいない場合は、市民委員は該当者なしということでそのまま委員会を開催する、応募があり選考の基準に達する場合は市民委員として参画いただく、応募があっても選考の基準に達しない場合は、市民委員の委嘱はなしということでしょうか。

○井上総務課長

はい、そのとおりです。また、委員は 4 名以内ということになっております。

○大下教育長

他にいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認することとします。

議案第 18 号 岸和田市教育委員会表彰に基づく表彰について

○大下教育長

議案第 18 号について、説明をお願いします。

○庄司スポーツ振興課長

議案第 18 号につきましては、岸和田市教育委員会表彰に基づく表彰についてです。

岸和田市教育委員会表彰に基づく表彰について、令和 3 年 10 月以降、大阪府大会規模以上のスポーツ大会で、優勝するなどの好成績を収められた方について、教育委員会表彰規則に基づき表彰するものです。表彰される方につきましては別紙のとおりで、国体出場者が 2 名、卓球の大阪大会で優勝された方が 3 名、それとソフトボールチームです。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

表彰式は、スポーツ大会のみの表彰者だけとなるのでしょうか。

○庄司スポーツ振興課長

スポーツ大会の方々以外にも、スポーツ協会の団体功労者の方も表彰予定です。

○大下教育長

他にいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認することとします。

議案第 19 号 岸和田市平和教育基本方針の策定について

○大下教育長

議案第 19 号について、説明をお願いします。

○八幡人権教育課長

議案第 19 号につきましては、岸和田市平和教育基本方針の策定についてです。

これまでにも、各学校では、実情に応じて平和教育の実践をされてきたところですが、その積み重ねを継承しつつ、今日的な課題も踏まえたうえで、平和教育に関する理念を基本方針として策定し、今後の教育活動の充実に資するものです。

概要をご説明します。

まず、前文の 2 段落で、ユネスコ憲章や日本国憲法、教育基本法、そして、市の「核兵器廃絶・平和都市宣言」に触れています。3 段落目では、教科学習を通じた平和教育の概要や、修学旅行などでの体験的な学習について記載し、これまでの各学校での主体的な実践を踏まえたうえで、基本的な理念を大きく 3 点、定めています。

1 点目です。命や自他の大切さを認める人権感覚、寛容性、多様性などを育成する教育活動の積み重ねが、平和をつくる礎になる、という認識を示しています。

2 点目です。SDGs 等の今日的な課題も踏まえ、子どもたち一人ひとりが何をすればよいのかといったことについて、主体的に考えさせることと、さまざまな学習方法を用いながら、参加型の取組を展開する重要性を述べています。

3 点目です。学習内容の計画にあたっては、各教科・領域との関連を図りながら、子どもたちが多角的・客観的に判断できるように配慮することと、系統的で計画的な学習となるよう述べています。

本日この案についてご承認いただけましたら、事務局内での決裁ののち、4 月の教育方針説明会や校園長会・校長会などで周知をする予定です。

なお、案の策定に向けて市長部局と調整する中で、1～3 の項目につきまして、簡単な見出しを付けた方が分かりやすいのではないかと、との意見を受けましたので、そのことについて現

在検討中です。

最後に補足になりますが、毎年度当初、各学校で「人権学習プログラム」を作成いただきます。次年度のプログラムには、平和教育の項目を設定しまして、系統的な取組となるよう、各学校に依頼する予定です。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

基本方針策定に至るきっかけと、事前にお配りした資料からの修正点を説明して下さい。

○八幡人権教育課長

きっかけは、令和3年第3回定例市議会で議員から平和教育の基本的な理念を基本方針にまとめてはどうかとご質問をいただきました。その際、方針の策定も含めて検討しますとお答えをし、今回の策定に至っています。事前資料からの修正点は、別資料で一部下線を引いたものを配付しておりますが、戦争の紛争や歴史や現状等というところで「現状」を追加しましたのは、昨今の世界の状況も踏まえて、現状も知っていくことが必要であろうということで追加しました。

○和田委員

伝えていかなければならないことであると思いますが、子どもによっては刺激が強かったり、現場を訪れた際にしんどくなったりする子もいると聞きます。そのあたりのフォローも丁寧にしていただけたらと思います。

○八幡人権教育課長

おっしゃるとおり、扱う内容によっては子どもがしんどくなったりという事が考えられます。子ども達の発達段階に合わせた配慮をすることが大切であると考えます。極端な内容とならないよう、系統的に学校全体で計画をたてていただくようにと考えています。

○大下教育長

理念の3点目で「子どもたちの発達段階を踏まえた」とあるように、低学年、中学年、高学年で教える内容をしっかり見極めていくようお願いします。

○谷口委員

今ほど平和の教育の理念を伝える必要性が高い時期はないと思います。毎日報道されていますように、力で現状を改変するという国が現実にはあります。ドラマや情報番組でも、解決するには相手をやっつけるというような、結局力の強いものが勝つ、力の強いものが正義であるというような内容を見受けますが、そういった誤った情報に踊らされてしまう可能性があるということを、理念がなくては何も伝わらないと思いますので、子どもたちには、理念をきちんとおさえた上で伝えていかないといけないと思います。

ある新聞社の入社試験で、ペンは剣よりも強しという事について述べよという試験があり、受験者全員がペンは剣よりも強いという事を書いたそうです。ただ試験官としては、現実にはペンは剣よりも強かったことはほとんどなく、たいがい剣にやられてしまっており、そこをどう伝えていくのかというところをきちんと書いてほしかった、そう書いたなら一発で合格であったと書いておられました。相手に対抗するために核を保有するという発想にならないよう、発達段階をおさえてきちんと教育をしていただきたいと思います。

○八幡人権教育課長

3つ項立てをしましたが、一番に持ってきたところに我々としては思いを入れています。日常のお互いを大事に思う所が最後は平和に繋がっていくと、日々の学校の取組が大切であると思っていますので、その内容を一番に持ってきたところです。そこはしっかり発信していきたいと思います。

○大下教育長

国と国との関係だけが平和ではなくて、学級の中の平和もあれば、友達との関係の中での平和もあります。ということはすべてが項目の一番目に繋がっていくということですね。いじめも平和を脅かす大きな要因であると理解できるでしょう。

今までにない要素としては、飢餓や貧困やSDG sについてを今日的課題として触れています。

○野口委員

昨今の一か月ぐらいの状況を見ていて、やはり戦争をしてしまうのは大人なのだと思います。SDG sの運動に関わる子ども達や若い人はこれから先の人生に希望を持っている人達のはずなのですが、戦争でその先の人生をつぶしてしまっているのは愚かな大人達であるにつくづく感じさせられます。いくら遮断しても子ども達に情報が入ってくる今日ですから、だからこそしっかりと考えていけるように、教育に携わる者が子ども達に慎重にフォローしていかねばならないとつくづく感じています。

○八幡人権教育課長

各学校で色々な形で平和教育の取組がされているのですが、改めてどの学年でどんな事を行っているのかを整理していただく機会になればと思っています。そんな中で今の情勢も含めて充実させてもらえたらより良いのかなと思っています。

○野口委員

恐らく敏感な子ども達の中には心が傷ついている子どもさん達がきつといらっしゃると思います。私自身の子どもの頃の話ですが、ソ連が核実験に成功したという話がありそれを知った時、自分は死ぬんじゃないかという不安を抱き、泣きわめいてしまった事がありました。

子どもは感受性が強いので、こんな状況を知って抑うつ傾向になっている子もきつといらっしゃると思うので、その辺りも教育に結び付けて考えていかないといけないと思います。

○八幡人権教育課長

そういった所の配慮もしっかり考えて欲しいということを発信したいと思います。

○大下教育長

それぞれの学校で考えていただくことも大事ですが、教育委員会でも各学校の実践例を集約して情報提供していくようにお願いします。

○植原教育長職務代理者

人権教育と平和教育は重なりもあれば重なっていない部分もあります。学校からの問合せに応じられるよう、課の中で明確に定義を持っていただいたら、学校としてもプログラムとしても作りやすいと思います。

○八幡人権教育課長

周知にあたっては、指導サンプルを作っていこうと思っています。一方で、学習指導要領の中では、国語や道徳や社会でも世界平和や国際協調を扱うとなっていますので、そのあたりの整理と重なる部分とは比較しながら示していけたらと思っています。

○植原教育長職務代理者

あらゆる分野、あらゆる教科、あらゆる教育活動にまたがっていく部分であって、指導主事側の姿勢を明確にしておかないといけないかと思います。一番大事な問題かと思います。宜しくお願いします。

○谷口委員

SNSが発達している世の中だけに、自分が検索したことに対してそれに関連する情報が提示されてしまう、エコーチェンバーという状況があります。自分が見たことと同じ波長の人の意見ばかりが寄ってくるので、さも自分が考えていることが正しくて、世界はこんな風に動いているんだと錯覚してしまうことがあり、デマとかに繋がっていくということもあるようです。そういうことも踏まえ伝えていっていただけたらと思います。また、現実ルールを無視してくる国なり人なりはありますので、それに対しどう考え対応していけばいいかということも伝えていっていただけたらと思います。

○八幡人権教育課長

情報モラルの考え方についても伝えていきます。

○大下教育長

他にいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認することとします。

以上で全ての案件が終了しましたが、他に何かございませんか。

ないようですので、これもちまして本日の定例教育委員会会議を閉会します。

閉会 午後4時30分

本会議録に相違ないことを認め署名する。

教育長

署名委員